

遺贈に関する協定の締結について

遺贈とは…お亡くなりになった方が、生前に遺言書により遺産を受けける者を指定し、その遺産の一部あるいは全てを無償で譲る行為。遺産を受けける者については、法定相続人以外の者として、国や地方公共団体などの法人も指定することができ、この場合原則として相続税は非課税となる。

近年の状況

社会課題への意識の高まりや単身世帯の増加などにより、遺贈寄附は増加傾向(一般社団法人日本承継寄付協会調べ)

地方公共団体と金融機関において、遺贈に関する協定が結ばれる事例も増加(千葉県内:2市)

⇒以上のような背景を踏まえ、遺贈希望者の意向が円滑に実現するよう、本市においても千葉銀行と遺贈に関する協定を締結しようとするもの

協定の概要

本市は、遺贈による本市への寄附を希望する方に対し、協定を締結した金融機関として千葉銀行を紹介
千葉銀行は、希望者の遺贈に関する相談に応じるとともに、高齢者等への相続に関するセミナーへ講師を派遣

今後のスケジュール

令和8年7月 遺贈に関する協定の締結
令和8年8月 成田市への遺贈希望者に対する個別相談業務の開始